

平成25年度

予防接種の対象者、実施方法などの改正

4月1日予防接種法の改正で、今まで任意接種であった3つの予防接種が定期予防接種に、BCG予防接種の接種期限と日本脳炎特例対象者が改正となりました。また、市では二種混合予防接種(破傷風・ジフテリア)の実施方法を変更しました。

改正1 定期接種となった3つのワクチンと対象者について

以下のワクチンは任意接種から定期接種となりました(市では今までも全額公費負担)。また、今回の改正で子宮頸がん予防接種の対象者が拡大されました。

予防接種種類	対象者	回数
インフルエンザ菌b型(ヒブ)	2カ月以上5歳未満	最大4回 (開始時期により異なる)
小児用肺炎球菌		
子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス感染症)	小学校6年生から 高校1年生相当女子	3回

● 子宮頸がん予防接種について

※6月14日現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください。

- ・今年度新たに対象となる小学校6年生と中学校1年生にはすでにご案内を発送しています。
- ・今年度、中学2年生以上高校1年生以下の方については、お手持ちの予診票の期限が切れていますが、予診票の使用と接種は可能となっています。接種期限は、それぞれの対象者が高校1年生相当における年度末(3月31日まで)です。

● 健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく国の補償を受けることができます。この制度の適用を受けるためには、市内医療機関での接種を原則としています。市外で接種を受ける場合は、別途手続きが必要となりますので、必ず市保健センターへご連絡ください。

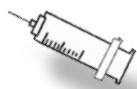
改正2 BCG 接種(結核)の接種期限が「6カ月未満」から「1歳未満」に変更

平成24年度までBCG接種の接種期限は「6カ月未満」となっていますが、「1歳未満」までとなりました。2カ月から開始される定期接種が増えたことやBCG接種特有の副反応防止のための措置です。BCG接種は、市保健センターで集団接種を実施していて、予約が必要です。



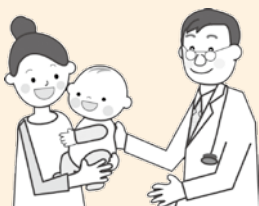
改正3 日本脳炎特例対象者の拡大

平成17年5月から積極的な接種勧奨を実施していなかったため接種機会を逃した方に、未接種分について、最大4回まで接種できるようになりました。特例対象者は、平成24年度まで「平成7年6月1日生まれから」となっていますが、「平成7年4月2日生まれから平成19年4月1日生まれまで」となり、接種期限は20歳未満となっています。接種を希望される方は、母子健康手帳をご持参の上、市保健センターで予診票の発行を受けてから、医療機関で接種を受けてください。



市では...

二種混合予防接種(破傷風・ジフテリア)の対象者・接種方法を「集団接種」から「医療機関での個別接種」に変更



市では、平成24年度まで小学校6年生を対象に各学校での集団接種を行っていましたが、保護者同伴の接種が望ましいことにより、医療機関での個別接種に変更しました。すでに今年度小学校6年生の対象者には通知を発送しています。また、予防接種法上は、11歳以上13歳未満が対象となっているため、11歳のお誕生日を迎えられた方には、翌月にご案内を発送します。

問 健康管理課(市保健センター内) ☎内線1742~1744(平日の午前8時30分~午後5時15分)